

■ 指定管理者の指定

当施設は、公益財団法人広島市文化財団 が下記のとおり、広島市から「指定管理者」の指定を受けています。

1 施設の概要

(1) 施設名及び所在地

広島市南区民文化センター 広島市南区比治山本町16番27号

(2) 設置目的

市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図る。

(3) 管理の基準

ア. 休館日

(ア) 月曜日(休日および8月6日に当たるときは開館)

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

イ. 開館時間…午前9時から午後9時まで

2 指定管理者

(1) 名称(所在地)／公益財団法人広島市文化財団(広島市中区加古町4番17号)

(2) 指定期間／令和2年4月1日～令和7年3月31日

3 事業概要等

(1) 業務内容の概要

ア. 区民文化センターの使用許可に関する事。

イ. 区民文化センターへの入館の制限に関する事。

ウ. 区民文化センターの特別設備の設置の許可に関する事。

エ. 区民文化センターの建物及び設備の維持管理に関する事。

オ. その他市長が定める業務

(2) 主な市民サービスの向上の内容

ア. 開館日の拡大

平成23年4月1日以降の休館日(月曜日)が祝日にあたった場合の振替休館日の撤廃。

イ. 備品の利用料金の見直し

音楽室のステレオ、電子オルガン、ホールの映写機等を無料化。

4 広島市の所管課

市民局文化スポーツ部文化振興課

電話／082(504)2500 FAX／082(504)2066